

さっぽろガーデンシティ活動事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、札幌市民又は札幌市内の団体等（以下「市民等」という。）が札幌市内で行う花や緑によるまちづくり事業に対して、公益財団法人札幌市公園緑化協会が交付する助成金について定めることを目的とし、この助成金の名称を、さっぽろガーデンシティ活動事業助成金（以下「助成金」という。）という。

(対象)

第2条 助成金の交付対象は、次に掲げる各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 花や緑を切り口とした交流の拠点づくりによるコミュニティの活性化事業。
- (2) 花や緑を景観・観光資源にしたまちづくり事業。
- (3) その他理事長が必要と認める事業で、花や緑によるまちづくりに寄与するもの。

2 助成金の交付対象経費は、原則として市民等が実施する事業のハード面に限定する。

3 第1項の規定にかかわらず、本助成以外のハード面への助成制度を活用又は活用しようとするものは、理事長が特に認める場合を除き、本助成の対象としない。

(制限)

第3条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、理事長が特に認める場合を除き、本助成の対象としない。

- (1) 営利に偏った目的又は政治・宗教等の特定の宣伝に資する事業。
- (2) 助成金交付対象に選定された市民等からの、同一年度における申請。
- (3) その他、理事長が社会秩序又は風紀等を乱すなど相応しくないと認める事業。

(基準及び助成率等)

第4条 助成金の基準及び助成率等については、別表1のとおりとする。

(申請)

第5条 市民等が、助成金交付を申請するときは、さっぽろガーデンシティ活動事業助成金交付申請書（様式第1号）を、理事長に提出しなければならない。

(審査会及び審査委員)

第6条 理事長は、助成金の交付先の選定及びその決定にあたって、さっぽろガーデンシティ活動支援事業審査会（以下「審査会」という。）に、申請に対する個別の評価及び助成金交付対象事業の選定等、審査全般について諮り、審査会から報告を受けるものとする。

(選定基準)

第7条 審査会における審査選定にあたっては、次に掲げる各号いずれにも該当することを基準とし、助成先及び助成率を決定する。

- (1) 第2条第1項第1号から第3号に規定する事業であること。
- (2) 公共性・公益性の高い事業であること。
- (3) 事業計画及び予算計画に実現性があること。
- (4) 花や緑によるまちづくりの広がりや波及効果が期待できること。
- (5) 助成以降も持続的な活動が期待できること。
- (6) その他、特に花や緑によるまちづくりに寄与するもの。

(選定結果通知)

第8条 理事長は、審査会の報告を受け、助成金交付を決定したときは、申請した市民等へ審査結果を速やかに通知する。

- 2 助成金の交付先として選定した市民等へは、次に掲げる各号の条件を付して通知する。
- (1) 事業主体、対象事業の内容、事業種目及び工事種目を変更するとき、並びに対象事業における経費の増減が20パーセントを超えるときは、予め理事長の承認を受けること。
 - (2) 事業の遂行又は予定期間内の完了が困難となった場合は、速やかに理事長に報告し、その指示を受けること。
 - (3) 事業実施に係る諸法令を遵守し、必要な許可及び届出等の手続きについて、責任を持って行うこと。
 - (4) その他、理事長が特に必要と認めること。

(事業報告)

第9条 助成金交付を受ける市民等は、事業完了の日から1月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、さっぽろガーデンシティ活動事業実績報告書(様式第2号)を理事長に提出しなければならない。

(検査及び交付)

第10条 理事長は、職員を指名して前条に規定する事業報告を検査する。

- 2 理事長は、前項の検査により助成交付額を決定し、検査合格後、速やかに助成金を交付する。

(交付の取消し及び返還)

第11条 理事長は、市民等が行うさっぽろガーデンシティ活動事業が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部を交付しない。

- (1) 事業の中止又は廃止のとき。
 - (2) 事業が予定期間内に完了しないとき。
 - (3) 第10条に規定する検査において合格しないとき。
 - (4) その他、市民等が行う事業に重大な虚偽又は不正が明らかになったとき。
- 2 理事長は、助成金の交付後であっても、市民等が行う事業に重大な虚偽又は不正による助成金の交付が明らかになったときは、助成金の返還を求めるものとする。

(助成金の前払い)

第12条 市民等が事業費総額で20万円以上の事業を行うときは、保証人2名以上を立てる場合に限り、前払金を請求することができる。

- 2 市民等が前項に規定する前払金の交付を受けようとするときは、理事長に前払申請書を提出するものとする。
- 3 理事長は、前項に規定する申請書の提出を受けたときは、前払いを行うか否かを決定し、市民等へ前払金交付決定通知書又は前払金不交付決定通知書により通知する。
- 4 前払金は、交付決定額の2分の1以内とし、200万円を限度とする。
- 5 前払金を受け取った市民等に対しては、検査合格後の交付決定額と前払金を精算する。

(その他)

第13条 この要綱に定めのないものについては、理事長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。